

しょうがいしゃきほんけいかく かんれんほうとう どうこう
 障害者基本計画の関連法等の動向について

○ 国の動向

法制定・改正等	概要
① 障害者権利条約の批准	[H26.1.20 批准、H26.2.19、国内で条約が効力を発生] <ul style="list-style-type: none"> 正式名称：障害者の権利に関する条約。 障がいのある人の人権と基本的自由の享有を保障し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等について定めた条約です。
② 障害者差別解消法の制定	[H25.6.26 公布（一部同日施行）、H28.4.1 施行] <ul style="list-style-type: none"> 正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。 すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されました。 障害を理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について定めています。
③ 障害者雇用促進法の改正	[H25.6.19 公布、H28.4.1 施行] <ul style="list-style-type: none"> 正式名称：障害者の雇用の促進等に関する法律。 「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた対応の一環として、H28.4.1 に改正施行されました。法定雇用率の算定基礎の見直しについては、H30.4.1 の施行とされています。
④ 成年後見制度利用促進法の制定	[H28.4.15 公布、H28.5.13 施行] <ul style="list-style-type: none"> 正式名称：成年後見制度の利用の促進に関する法律。 認知症や知的障がい、その他の精神上の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な手段である成年後見制度について、その利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められています。 法に基づき、H29.3.24、「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。
⑤ ニッポン一億総活躍プランの閣議決定	[H28.6.2 閣議決定] <ul style="list-style-type: none"> 「一億総活躍社会とは、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である」と位置づける中で、障がいのある人や、難病の患者・がん患者等の活躍支援と地域共生社会の実現を謳っています。
⑥ 発達障害者支援法の改正	[H28.6.1 公布、H28.8.1 施行] <ul style="list-style-type: none"> 法施行から10年が経ち、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援が求められることや、共生社会の実現に向けた法整備が進んだことを踏まえて、各種施策に係る法律の全般にわたる改正が行われました。 「発達障害者支援センター等」による支援について、できるだけ身近な場所で必要な支援が受けられるよう配慮することとされています。
⑦ 障害者総合支援法と児童福祉法の改正	[H28.6.3 公布（一部同日施行）、H30.4.1 施行] <ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法の正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。 障がい福祉サービスの類型として「自立生活援助」「就労定着支援」が創設されるとともに、「高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用」に係る改正がなされています。 「障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）」「医療的ケアを要する障害児に対する支援（H28.6.3 施行）」が盛り込まれるとともに、「地域共生社会への転換」が明記されました。
⑧ 介護保険法の改正	[H29.6.2 公布、H30.4.1 施行] <ul style="list-style-type: none"> 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（H26.6.25 公布）」による改正が行われました。障がい福祉に係る改正点として、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進が示されています。

○ 京都府の動向

法制定・改正等	京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例
概要	<p>[H26.4.1 公布（一部同日施行）、H27.4.1 施行]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害を理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について定めています。 ・ 障害者支援課に広域専門相談員を配置し、広く障害のある人や事業者等の相談に対応している。
法制定・改正等	言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人もない人とが支え合う社会づくり条例
概要	<p>[H30.3.12 公布（同日施行）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「言語としての手話の普及」、「聴覚障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択する機会の確保」を目的とし、「聞こえの共生社会」の実現を目指す。 ・ 基本的施策の方向性として、「府民の理解の促進」「手話をはじめ、様々なコミュニケーション手段を身につける機会の提供」「手話通訳者等養成」を掲げている。
法制定・改正等	京都府工賃向上計画
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年度より3ヵ年計画で実施。平成27年年度～平成29年度を第2期として実施していた。 ・ 障害がある人が、就労を通じて自立した地域生活や社会参加の実現を目指す。 ・ 事業所への工賃向上に向けた相談支援、優先調達法とも関連し、企業や行政への積極的な商品等の受注の働きかけ。